

転入の手続きについて

1. 茨木市役所市民課(各出張所)で住民異動(転入)の手続きをすると「転入学通知書」が発行されます。
2. その「転入学通知書」と現在通っておられる学校で発行してもらった「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」をお持ちになって、福井小学校までお越しください。

* 福井小学校の概要につきましては、
トップページの「保護者のためのガイドブック」をご覧ください。

転出の手続きについて

(1) 茨木市内の学校へ転出される場合

茨木市役所市民課(各出張所)で住民異動(転出入)の手続きをすると「転入・転出通知書」が発行されます。

で受け取った「転入・転出通知書」を福井小学校へ提示してください。「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を発行いたします。

で受け取った「転入・転出通知書」及び、本校で発行した「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を持って転校先の学校へ行き、手続きを行ってください。

(2) 茨木市以外の学校へ転出される場合

茨木市役所市民課(各出張所)で住民異動(転出)の手続きをすると「転出通知書」が発行されます。

で受け取った「転出通知書」を福井小学校へ提示してください。「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を発行いたします。

転出先の自治体の役所で住民異動(転入)の手続きをすると「転入学通知書」(名称・様式は自治体によって様々です。)が発行されます。

で受け取った「転入学通知書」及び、本校で発行した「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を持って転校先の学校へ行き、手続きを行ってください。

* 転出に伴い、給食費・教材費等の精算や給食の停止手続き、ゆうちょ銀行の口座停止の手続き等がありますので、転出が確定しましたら、お早めに担任までお知らせください。